

## <令和3年度>

# 横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助事業

## 【第三期】・【第四期】住宅用燃料電池システムの申請方法について

横浜市では、エネルギー利用効率の高いスマートなまちづくりを目指し、自立分散型エネルギー設備の設置費に対する補助事業を実施しています。

### ◆ 募集区分、申請スケジュール **【第三期】・【第四期】は、郵送による先着順になります。**

募集区分 交付申請書提出期間	募集 台数	実績報告書 提出期限
【第三期】 令和3年9月1日(水)～ 令和3年11月15日(月)(必着)	25台	使用開始日から30日以内もしくは、 令和4年3月11日(金)のいずれか早い方
【第四期】 令和3年11月16日(火)～ 令和4年1月31日(月)(必着)	24台	

- ・募集台数を超えた日の申請は、抽選を行い、当選した申請者のみ申請書を提出したものとします。
- ・第三期で交付決定を受けた者に辞退等が出た時は、第四期で募集台数を調整する場合があります。その際は、改めてホームページ等でお知らせします。

### ◆ 補助条件

補助の条件	特記事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・経済産業省の「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(2020年度)」に係る補助事業者である一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)による指定機器及びその後継機であること</li><li>・停電時発電機能を内蔵した設備又は別売りの停電時発電機能オプションを併設した設備であること(個人にあっては、自ら居住し、住民登録している物件であること※新築不可)</li><li>・横浜市の他の補助金を申請していない補助対象機器であること</li><li>・<b>工事着工(機器の搬入)前</b>であること</li></ul>	対象設備を安全に使用できる設置場所が確保されていること

※事前に交付申請書を提出し、交付決定通知書の受領後に工事を着工(機器の搬入)してください。

### ◆ 補助金額及び補助件数について

補助金額	補助件数
機器費(税抜)の4分の1 (上限3万円)	49件 (第三期・第四期の合計)

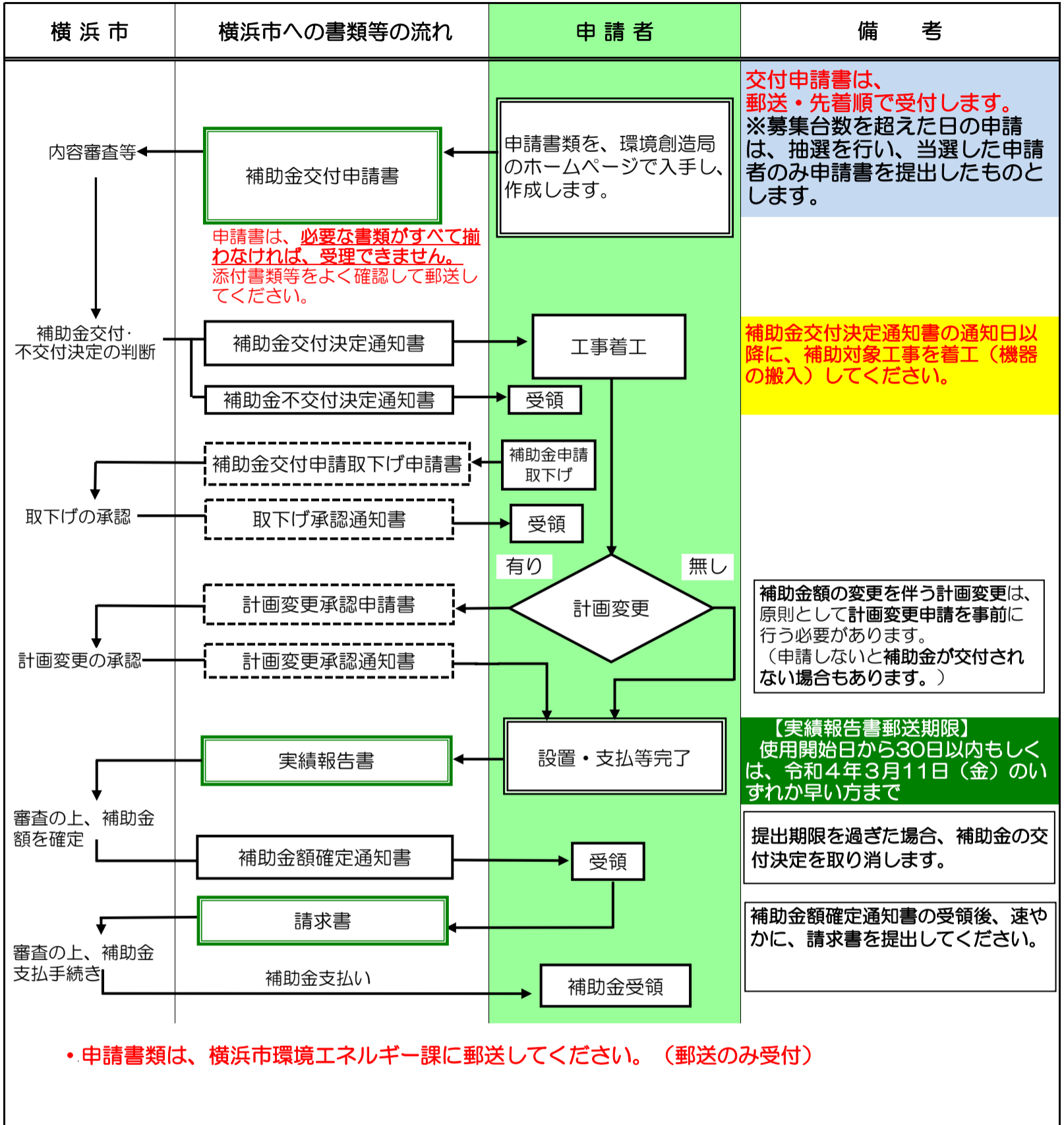
※千円未満の端数があるときは端数金額を切り捨てます。

### ◆ 交付申請書等の提出方法

- ・申請書類一式(返信用封筒含む)を、提出期限までに市環境創造局環境エネルギー課に郵送すること(提出期限日必着)。
- ・提出期限が閉庁日にあたるときは、その前開庁日をもってその期限とする。

令和3年度  
**横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助事業** に関する主な手続の流れ R3.8改

申請書入手先:横浜市環境創造局HP <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/hojo/energy/>



**【市内企業への優先発注のお願い】**

横浜市では工事の発注にあたっては、横浜経済の活性化及び市内企業の育成を基本方針として、市内企業（横浜市内に主たる営業所がある企業）への発注を優先するよう努めています。  
 住宅用及び業務用燃料電池システムの設置工事につきましても、この趣旨を御理解いただき、可能な限り市内企業を御利用くださいますようお願いいたします。

**郵送先・問合せ先**

〒231-0005  
 横浜市中区本町6-50-10  
 横浜市環境創造局  
 環境エネルギー課 宛  
 ☎ 045-671-4225